



【評価項目、評価基準及び配点】

	評価項目	評価基準	配点
施工計画	①施工上配慮すべき事項 本工事は、内野小学校における校舎及び付属施設の改修である。改修項目は、多岐にわたるもので、内野小学校大規模改造工事設計図書に沿った工事の施工において、実現可能な技術的提案と配慮すべき事項を評価する。	課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。	10
		課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。	5
		課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	0
		不適切である。(白紙、不提出、法令違反の記載)	失格
	②安全管理に留意すべき事項 本工事は、内野小学校における校舎及び付属施設の改修である。児童が就学している状況であることを踏まえ、内野小学校大規模改造工事設計図書に沿った工事にて、安全・安心を保つことのできる実現可能な技術的提案と配慮すべき事項を評価する。	課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。	10
		課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。	5
		課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	0
		不適切である。(白紙、不提出、法令違反の記載)	失格
企業の施工能力	③同種工事の施工実績(注1) 公告日以前の過去10年間に完成した同種工事の元請けとして施工した実績を評価する。 ※公告日以前の過去10年間とは、平成11年8月7日から平成21年8月7日までをいう。	国、地方公共団体等の発注工事の施工実績あり	10
		私立学校法に定める学校法人の発注工事の施工実績あり	5
		実績なし	0
	④工事成績評点 公告日が属する年度及び直近の過去2カ年度に発注され、公告日以前に完成した千葉県発注の建築一式工事の工事成績評定点の平均点により評価する。 ※公告日が属する年度及び直近の過去2カ年度とは、平成19年4月1日から平成21年8月7日までをいう。	80点以上	20
		75点以上80点未満	15
		70点以上75点未満	10
		65点以上70点未満	5
	⑤事故及び不誠実な行為(注2) 公告日以前の過去2年間に完成した印西市の発注における事故及び不誠実な行為の有無を評価する。 ※公告日以前の過去2年間とは、平成19年8月7日から平成21年8月7日までをいう。	該当なし	0
		文書注意あり	-5
		6ヶ月未満の指名停止あり	-10
		6ヶ月以上の指名停止あり	-15
	⑥ISO認証取得(注3) 公告日におけるISO9001及びISO14001の認証取得の有無を評価する。	双方認証取得あり	5
いずれかの認証取得あり		3	
いずれの認証取得なし		0	
配置予定技術者の能力	⑦配置予定技術者の資格(注4) 公告日における配置予定技術者の1級建築士以外の下記(1)~(5)の保有資格を評価する。	(1)の資格あり	5
		(1)の資格なし	0
	(2)技術士(建設部門) (3)1級建築施工管理技士 (4)1級電気工事施工管理技士 (5)1級管工事施工管理技士	(2)~(5)のうち3~4つの資格あり	5
		(2)~(5)のうち1~2つの資格あり	3
		(2)~(5)のいずれの資格なし	0
	⑧配置予定技術者の施工経験(注5) 公告日以前の過去10年間に完成した同種工事の監理(主任)技術者又は現場代理人として施工した経験を評価する。 ※公告日以前の過去10年間とは、平成11年8月7日から平成21年8月7日までをいう。	国、地方公共団体等の発注工事の施工実績あり	10
		私立学校法に定める学校法人の発注工事の施工実績あり	5
実績なし		0	

	⑨継続教育（CPD）の取組状況 各団体の推奨単位以上の証明を評価する。	証明あり	5
		証明なし	0
地域 精 通 度	⑩印西市内の公共工事の施工実績（注6） 公告日以前の過去5年間に完成した印西市内での公共工事の元請けとしての施工実績を評価する。 ※公告日以前の過去5年間とは、平成16年8月7日から平成21年8月7日までをいう。	施工実績あり	10
		施工実績なし	0
	⑪本・支店の所在地 公告日における入札参加者の本店・本社（本店等）又は支店・支社・営業所（支店等）の所在地を評価する。	印西市内に本店等又は支店等あり	5
		いずれも印西市内になし	0
地域 貢 献 度	⑫地域特有貢献度 下記(1)～(4)の地域特有貢献の取組み状況を評価する。	4～3項目が該当	5
	(1) 地域美化活動ボランティア実績	公告日以前の過去2年間における活動実績を評価する。	2～1項目が該当
	(2) 障害者雇用促進 (3) 高齢者雇用促進 (4) 女性雇用促進	公告日における雇用状況を評価する。	該当なし

注1 同種工事とは、学校教育法第1条に定める小学校、中学校又は特別支援学校の増築・改築・改修工事（同一敷地内に児童、生徒が就学している状態であること。）で工事請負費1億円以上のものをいう。

注2 印西市以外の発注工事等に起因して指名停止の措置を行った場合は、印西市発注の工事と同様に評価する。

注3 ISOの認定取得については、(財)日本適合性認定協会（JAB）又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとす。

注4 1級建築士以外の保有資格を評価する。（石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者、技術士(建設部門)、1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士）

注5 同種工事とは、上記注1の工事をいう。

注6 公共工事とは、国等（国土交通省、他省庁、公団等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関））の発注工事、県等（都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市）の発注工事、市町村の発注工事を指す。

注7 企業として取り組んだボランティア活動は評価対象とするが、職制を離れて個人的に参加したボランティア活動は、評価対象としない。

雇用促進に係る項目については、申請日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、役員を除くものとする。また、高齢者とは、申請日において満64歳以上の者をいう。